

一般事業主行動計画について

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境に整備し、全職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定します。

1, 計画期間：2021年7月1日～2023年3月31日

2, 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性職員の健康状態の確保について、職員に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

<対策>

- ・妊娠中及び出産後、育児休業中の職員の健康管理や、相談窓口の利用の促進を図る。
- ・制度に関するパンフレットの作成・配布し職員への周知を図る。

目標2：子どもを育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営

<対策>

- ・運営委託業者との連携を深め運営状況の把握に努める。
- ・利用者の要望の把握に努め検討を実施する。

目標3：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- ・制度に関するパンフレットの作成・配布し職員への周知を図る。

目標3：時間外労働・休日労働削減のための措置の実施

<対策>

- ・限られた時間の中で効率的に業務遂行するように、従業員の意識改革に取り組む。
- ・業務の棚卸、整理に取り組む。